

# 令和5年度 年末の交通事故防止運動 横浜市実施要綱

## 目的

年末は人流や交通量が増加する傾向にあり、例年歩行者や二輪車が関係する交通事故が多発していることから、市民一人ひとりに交通ルールの遵守と交通マナーの徹底を呼び掛ける活動を通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

## 期間

令和5年12月11日（月）～12月20日（水）の10日間



## スローガン

**知らせ合う 早めのライトと 反射材  
無事故で年末 笑顔で新年**



## 重点

1. 横断歩行者（特に高齢者）の交通事故防止
2. 二輪車の交通事故防止
3. 飲酒運転の根絶

◇◇ 令和5年8月末現在の交通事故発生状況 ◇◇

区分	交 通 事 故						二 輪 車		自 転 車		歩 行 者		高 齢 者		
	発 生 件 数	昨 年 同 期 比	死 者	昨 年 同 期 比	負 傷 者	昨 年 同 期 比	死 者	昨 年 同 期 比	死 者	昨 年 同 期 比	死 者	昨 年 同 期 比	死 者	昨 年 同 期 比	
横 浜 市	鶴見区	412	-28	1	-1	473	-12	0	-2	0	0	1	1	1	1
	神奈川区	210	-22	2	0	248	-5	1	0	0	0	1	0	0	0
	西区	159	2	1	0	176	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	中区	322	95	1	0	380	125	0	0	0	0	1	0	1	1
	南区	250	28	1	0	268	20	0	0	1	0	0	0	1	0
	港南区	334	61	2	0	408	73	0	0	0	0	1	-1	1	0
	保土ヶ谷区	216	-78	4	4	251	-89	2	2	0	0	2	2	2	2
	旭区	298	-51	1	1	333	-63	0	0	0	0	0	0	0	0
	磯子区	196	-11	3	2	230	-10	1	1	0	0	2	2	2	2
	金沢区	368	40	3	2	435	67	2	1	0	0	1	1	1	1
	港北区	420	112	0	-1	495	159	0	0	0	-1	0	0	0	-1
	緑区	274	40	1	-2	306	45	1	-1	0	0	0	0	0	0
	青葉区	367	18	0	0	432	32	0	0	0	0	0	0	0	0
	都筑区	274	1	0	-2	315	1	0	-1	0	0	0	-1	0	-1
	戸塚区	356	38	1	0	414	65	0	-1	1	1	0	0	0	0
	栄区	112	-11	0	0	137	-15	0	0	0	0	0	0	0	0
泉区	196	13	0	0	219	19	0	0	0	0	0	0	0	0	
瀬谷区	194	-74	2	0	235	-61	0	0	0	-1	1	0	1	0	
計	4,958	173	23	3	5,755	351	8	-1	2	-1	10	4	10	5	

# 各機関・団体の主な取組

## 共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 運動の重点事項の効果的な推進を図るため、広報啓発や実践的な活動を行います。



## 横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に応じた交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を図り、この運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。

## 警察

- 1 交通事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反の指導取締りを強化します。
- 2 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街角アドバイスを強力に推進します。
- 3 関係機関に交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
- 4 反射材の視認効果や、有効な使用方法の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の広報啓発を推進します。



## 交通安全協会

- 1 キャンペーンなどの開催により、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 交通指導員や各種団体構成員による街角アドバイスを積極的に実施し、交通安全ひとこえ運動を推進します。
- 3 ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店等に対して積極的に働きかけるなど飲酒運転の根絶を呼びかけます。  
※ハンドルキーパー運動とは…「自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動です。



## 教育関係

- 1 夕暮れ時の交通事故防止を図るとともに、参加・体験・実践型の交通安全教室等の校外指導を強化します。
- 2 自転車・二輪車の安全利用に関する指導と交通安全教育の充実を図ります。

## 道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用し、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。



## 地域

- 1 夜間の外出には、目につきやすい「明るい服装」や「反射材」を身につけましょう。
- 2 歩行者の危険な横断や自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合いましょう。
- 3 二輪車での交差点直進時には、スピードを落とし、対向右折車との事故を防ぎましょう。
- 4 飲酒を伴う会合等には車両を運転して行かないようお互いに声をかけ、注意し合しましょう。



### 横浜市交通安全対策協議会

(事務局)横浜市道路局交通安全・自転車政策課  
電話045(671)2323